

平成二十年四月十一日提出
質問第二九一号

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金
協力の資金の用途をめぐる外務省の対応に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

二〇〇一年十二月のアフガニスタン復興NGO東京会議での草の根・人間の安全保障無償資金

協力の資金の用途をめぐる外務省の対応に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第二五九号）では質問に対してきちんとした答弁がなされていないところ、再質問する。

一 「前回答弁書」によると、二〇〇一年十二月六日の自民党の外交関係合同会議において、当時の小原雅博外務省無償資金協力課長が、同年同月に開催されたアフガニスタン復興NGO東京会議（以下、「東京会議」という。）へ参加する、アフガニスタンで活動するNGOの渡航費に草の根・人間の安全保障無償資金協力（以下、「草の根資金協力」という。）の資金を充てることを外務省が考えている旨の説明をしたが、鈴木宗男衆議院議員より、「草の根資金協力」の資金はその様な形で使えない旨の指摘（以下、「指摘」という。）を受け、同月二十日の同じ会議において、右の説明をしたことは不適切であった旨の説明をしたとされている。外務省は「前回答弁書」で、当時の「東京会議」に係る「草の根資金協力」の資金の使い方等に関する外務省の対応は適切であると答弁しているが、ではそもそもなぜ外務省は、「草の根資金協力」の資金を右の様な形で使おうと判断（以下、「判断」という。）したのか。右は、外務省

が「草の根資金協力」のしくみ、ルールを十分に把握していなかったということか。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

二 「判断」は外務省におけるどの部局によってなされたか。また、その責任者は誰か。「前回答弁書」では何ら明確な答弁がなされていないところ、再度質問する。

三 「判断」についての決裁書は作成されているか。

四 「前回答弁書」によると、「指摘」を受けて外務省で更に検討した結果、「判断」は間違っているとの認識を有するに至ったとのことであるが、「指摘」を受けたのちに行われた検討は、外務省内のどの部局によって、誰の責任の下でなされたか。

五 四の検討についての文書は作成されているか。

六 「前回答弁書」では、四の検討の結果得られた結論について、「改めて説明するとともに、東京会議の関係者に対しても説明したと承知している」との答弁がなされているが、右答弁にある「東京会議の関係者」とは誰か。具体的に説明されたい。

七 六の「東京会議」の関係者に対する説明を記録した文書は作成されているか。

八 六の「東京会議」の関係者に対して、外務省はどのような内容の説明を行ったか。二〇〇一年十二月二十日の自民党外交関係合同会議における外務省の説明と同様の説明を行ったか。

右質問する。